

2023年2月21日

各 位

会 社 名 アクシスコンサルティング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 尾 幸 弘
(コード番号：9344 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 所 芳 正
(TEL. 03-3556-1812)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年2月21日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 600,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2023年3月8日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2023年3月27日 (月曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2023年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2023年3月16日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2023年3月17日 (金曜日) から
2023年3月23日 (木曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2023年3月28日 (火曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 450,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都品川区
山尾 幸弘 450,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 157,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村証券株式会社 157,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 157,500 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2023年4月24日（月曜日）
- (4) 払 込 期 日 2023年4月25日（火曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2023年3月16日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記1. の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、取得金額 30,000 千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 600,000 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 450,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 157,500 株
(※)

(2) 需要の申告期間 2023年3月9日(木曜日)から
2023年3月15日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 2023年3月16日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2023年3月17日(金曜日)から
2023年3月23日(木曜日)まで

(5) 払込期日 2023年3月27日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 2023年3月28日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である山尾幸弘(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式157,500株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2023年3月28日から2023年4月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,020,000株
公募による増加株式数	600,000株
第三者割当増資による増加株式数	157,500株 (最大)
増加後の発行済株式総数	4,777,500株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 900,800 千円（＊）は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 239,085 千円（＊）と合わせた手取概算額合計上限 1,139,885 千円を、運転資金として、①採用費及び人件費、②広告宣伝費、及び③システム費に充当する予定であります。

当社グループは、社会の課題解決と新しい価値やイノベーションの創出に向けた「人的資本」の重要性が高まっていると考えております。このような潮流のなか、当社グループのハイエンド人材領域における人材紹介及びスキルシェアの各サービスを強化・拡大することで、我が国に不足しているハイエンド人材の最適配置が一層進むとともに、人材不足が予測されるデジタル・DX領域も含め、ハイエンド人材が持つ能力・スキルのシェアリングが拡大・浸透するものと考えております。そのための経営戦略として、主力であるコンサルティングファーム向けの人材紹介は継続的に注力すると共に、当社グループの複合サービスをより効率的且つ効果的に展開すべく、スキルシェアや事業会社向けサービスの拡大を図ってまいります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 採用費及び人件費

当社グループの事業を牽引する人材の確保と育成は当社グループの成長の礎であり、上述の経営戦略を推進するための重要な経営課題であると認識しております。そのため、当社は主に営業人員及びスキルシェアのデジタルプラットフォームを含む新規事業開発・運営に係る人材等の採用にかかる費用（採用費、人件費）の一部として、605,000 千円（2023年6月期 27,500 千円、2024年6月期 247,500 千円、2025年6月期 330,000 千円）を充当する予定であります。

② 広告宣伝費

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、当社グループ及び提供サービスの認知度を向上させ、継続的な顧客の獲得及び人材登録数の増加により、データベースを充実・拡大していくことが重要であります。そのため、当社は新規登録者や新規顧客の獲得、認知度向上のための費用の一部として、330,000 千円（2023年6月期 15,000 千円、2024年6月期 135,000 千円、2025年6月期 180,000 千円）を充当する予定であります。

③ システム費

当社は、当社グループの複合サービスをさらに活性化させるためのデータベース整備やサービスの拡充並びに基幹システムの改修にかかる開発費や運用費等の一部として、165,000 千円（2023年6月期 7,500 千円、2024年6月期 67,500 千円、2025年6月期

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

90,000千円)を充当する予定であります。

また、上記用途以外の残額は、事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。現時点で具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,650円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しております。現在当社は成長過程にあり、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、事業の拡充や組織体制の整備への投資に充当していくことが株主への利益還元につながると考え、配当を実施しておりません。今後の剰余金の配当につきましては、事業基盤の整備等を進め、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元策を実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)及び(2)に基づき、事業基盤の整備等を進め、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主への利益還元策の実施を検討してまいります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
1株当たり当期純利益	496.43円	73.60円	67.06円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	27.7%	70.3%	38.3%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、2020年5月21日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。また、2022年11月7日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、2021年6月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2020年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2020年6月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、慶和監査法人の監査を受けておりません。

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
1株当たり当期純利益	16.55円	73.60円	67.06円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人及び売出人である山尾幸弘、当社株主である株式会社創、吉越利成、伊藤文隆、所芳正及び荒木田誠並びに当社新株予約権者である坂本安東、田畑孝、山尾真理及び菊池篤也は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2023年6月25日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であるアクシスコンサルティング従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年9月23日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

さらに、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2023 年 9 月 23 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2023 年 2 月 21 日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。